



木更津東 I C ~ 松尾横芝 I C

首都圏中央連絡自動車道消防相互応援協定書

(暫定)



## 木更津東IC～松尾横芝IC

### 首都圏中央連絡自動車道消防相互応援協定書

(暫定)

消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定により、千葉市、佐倉市八街市酒々井町消防組合、木更津市、市原市、長生郡市広域市町村圏組合、山武郡市広域行政組合(以下「協定市町村等」という。)の長は、協定市町村等の行政区域のうち首都圏中央連絡自動車道(以下「圏央道」という。)及びその施設(以下「協定区域」という。)における消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

#### (目的)

第1条 この協定は、協定区域において火災、救急事故及びその他の災害(以下「災害」という。)が発生した場合において、協定市町村等の相互間及び東日本高速道路株式会社の消防力を活用して災害による被害を軽減することを目的とする。

#### (応援)

第2条 協定市町村等は、前条の目的を達成するため、協定区域において災害が発生した場合においては、別表に掲げる応援出場区域表に基づき応援のため消防隊、救急隊その他の人員資機材(以下「消防隊等」という。)を出場させるものとする。

#### (特別応援)

第3条 協定区域に災害が発生し、前条の規定により当該災害の応援のため出場する市町村等(以下「出場市町村等」という。)の消防長が出場市町村等以外の協定市町村等の応援を必要と認め

るときは、当該出場市町村等の消防長の通報により災害発生地を管轄する協定市町村等（以下「受援市町村等」という。）の消防長は、次に掲げる事項をできる限り明らかにして協定市町村等の消防長に、特別応援の要請をすることができるものとする。

ただし、緊急やむを得ないときは、出場市町村等の消防長が特別応援の要請をすることができるものとする。

なお、この場合は、速やかに受援市町村等の消防長に通報しなければならないものとする。

- (1) 災害発生の場所及び災害の概要
- (2) 応援を要する消防隊等の種類及び数
- (3) その他活動内容等必要な事項

（出場）

第4条 前条の規定により特別応援の要請を受けた協定市町村等（以下「特別応援市町村等」という。）は、業務に重大な支障のない限度において消防隊等を出場させるものとする。この場合において、業務に重大な支障があり消防隊等を出場させることができない当該特別応援市町村等の消防長は、速やかにその旨を特別応援の要請者に通報するものとする。

（指揮）

第5条 前条の規定により特別応援のために出場した消防隊等の指揮は、受援市町村等の消防隊等が出場した場合は当該受援市町村等の現場指揮者が、また受援市町村等の消防隊等が出場しないときは、第2条の規定により出場した消防隊等の現場指揮者が指揮するものとする。

（経費の負担）

第6条 第2条の規定による応援及び第4条の規定による特別応

援に要する費用の負担は、法令その他の定めのあるものを除き、次のとおりとする。

(1) 応援のため要した通常経費は、応援を行った協定市町村等の負担とする。

ただし、機器資材等で要請により調達し、もしくは立て替えたものについては、現物またはその経費を受援市町村等が負担するものとする。

(2) 応援のため出場した消防隊等の活動が長時間にわたり、燃料、機器資材等の補給もしくは給食等を必要とする場合は、受援市町村等において現物により、または経費を負担してこれを行うものとする。

(3) 応援のため出場した消防隊等が、応援業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合における災害補償は応援を行った協定市町村等が負担するものとする。

ただし、災害地において行った救急治療の経費は受援市町村等が負担するものとする。

(4) 特別応援のため出場した消防隊等が、受援市町村等の指揮下において応援業務を遂行中第三者に損害を与えた場合、其の賠償については受援市町村等がその都度関係協定市町村等と協議の上決定するものとする。

ただし、災害地への出場もしくは帰路上において発生したものについては、応援等のため出場した協定市町村等が負うものとする。

(情報交換等)

第7条 協定市町村等は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種情報及び資材等の状況を相互に通報するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、協定市町村等の長がその都度協議の上決定するものとする。

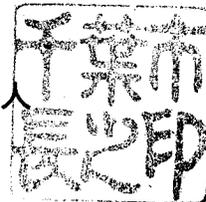
(協定の効力)

第9条 この協定は、平成25年4月27日から効力を有するものとする。

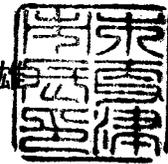
この協定の成立を証するため、本協定書6通を作成し、各々記名押印の上各1通を保管する。

平成25年4月27日

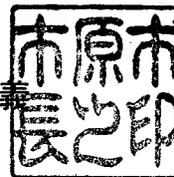
千葉市長 熊谷 俊



木更津市長 水越 勇

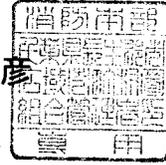


市原市長 佐久間 隆



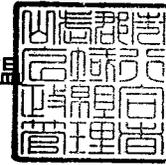
長生郡市広域市町村圏組合

管 理 者 田 中 豊 彦



山武郡市広域行政組合

管 理 者 志 賀 直 温



佐倉市八街市酒々井町消防組合

管 理 者 藤 和 雄



圏央道・応援出場区域表

出場市町村等	出場区域	
	外回り(木更津・袖ヶ浦方面)	内回り(東金・松尾方面)
木更津市消防本部	木更津東IC ～ 木更津JCT の区間	木更津JCT～木更津東ICの区間(袖ヶ浦消防本部) ※現在、木更津・袖ヶ浦で協定されている首都圏中央道自動車消防相互応援協定により、袖ヶ浦市が出場する。
		木更津東IC ～ 市原鶴舞IC の区間
市原市消防局	市原鶴舞IC ～ 木更津東IC の区間	市原鶴舞IC ～ 茂原長南IC の区間
長生郡市広域市町村圏組合消防本部	茂原北IC ～ 市原鶴舞IC の区間	茂原長南IC ～ 東金IC・JCT の区間 (一部 千葉市含む)
千葉市消防局	圏央道通過のため、山武郡市広域行政組合消防本部が出場する。	圏央道通過のため、長生郡市広域市町村圏組合消防本部が出場する。
山武郡市広域行政組合消防本部	松尾横芝IC ～ 茂原北IC の区間 (一部 千葉市・八街市含む)	東金IC・JCT ～ 松尾横芝IC の区間 (一部 八街市含む)
佐倉市八街市酒々井町消防組合	圏央道通過のため、山武郡市広域行政組合消防本部が出場する。	圏央道通過のため、山武郡市広域行政組合消防本部が出場する。

新  
民

永  
康

永  
康  
長  
印

省防并部  
民康長主  
古域港  
組合管  
署用

省防并部  
民康長主  
古域港  
組合管  
署用

省防并部  
民康長主  
古域港  
組合管  
署用